

大和市告示第29号

大和市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成29年2月24日

大和市長 大 木 哲

大和市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱を廃止する要綱

大和市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成28年大和市告示第162号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による廃止前の第11条の規定による不当利得の返還については、なお従前の例による。